

●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によって異なります。具体的には下表のとおりです。

一級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

	要 件	具体的な書類	【注】
1	二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験がある者 [※]	○ 実務経験従事証明書（原本）	②
2	二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者	○ 実務経験従事証明書（原本）	②
3	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後1年以上の実地修習を経たもの	○ 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本） ○ 実地修習結果報告書の写	①
4	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士(熱) 免状を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの	○ エネルギー管理士免状の写及び合否通知書（合格証）の写 ○ 実地修習結果報告書の写	①
5	海技士（機関1、2、3級）免許を受けた者	○ 海技士免状の写	①
6	ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	① ②
7	保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	○ 汽かん係員試験合格証の写 ○ 実務経験従事証明書（原本）	① ②

【注】 ① 免許試験合格通知書の備考欄に印書されている受験資格コードが「02」、「03」、「04」、「05」、「06」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記3～7関係）

② 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。

（URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzenisei22/）

③ 要件1及び2について、暖房専門ボイラーの経験は1年を6ヶ月として扱います。

※ 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号イから二までに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの